

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年4月8日

横浜市契約事務受任者
港湾局長 新保 康裕

1 契約の概要

南本牧ふ頭污水収集及び圧送機能復旧工事
南本牧ふ頭の污水収集及び圧送機能の不具合に対して復旧工事を行う。

2 履行（納品）場所

中区南本牧ふ頭構内

3 契約日

令和6年9月2日

4 履行日又は履行期間

令和7年3月31日まで

5 契約金額

70,950,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

港北区新横浜1丁目9番地1
株式会社荏原製作所 神奈川支店 支店長 宮崎 紘介

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

南本牧ふ頭污水ポンプ場はふ頭構内で発生した污水を収集し、公共下水道に圧送するために必要な機器ですが、故障し機能しておらず、ふ頭を使用する企業、団体等の運営に支障が生じているため、緊急対応するものです。

8 契約の相手方の選定理由

南本牧ふ頭污水ポンプ場の製造者であり、当該ポンプ場の保守点検を委託しており、故障している機器類の整備若しくは手配が可能であり、且つ工事に必要な建設機械、資材及び労力等の迅速な確保が可能であり、当該施設を最も熟知している企業を選定した。

9 所管課

港湾局建設保全部維持保全課